

季刊

労働おきなわ

2011 Summer

No.114



「労働おきなわ」114号 (琉球労働から通巻188号)

2011年6月30日発行

編集・発行 / 沖縄県商工労働部労政能力開発課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL (098) 866-2366
FAX (098) 866-2355

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=156>

発行人 / 武田 智
印刷所 / 赤道印刷術
〒904-2245 うるま市字赤道247-9
TEL (098) 973-3383
FAX (098) 973-0878



沖縄県商工労働部労政能力開発課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

◆ Relay Essay

財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 専務理事 玉城 勉	1
◆ 平成 22 年度 沖縄県労働条件等実態調査結果概要	2
◆ 第 82 回 メーカー開催	5
◆ INFORMATION	
・ 沖縄県の最低賃金	6
・ 石綿による疾病に気づいていない方	8
・ セクシャルハラスメント相談日が変わりました	10
◆ 総合労働相談コーナーの利用状況について	12
◆ 沖縄早期離職者定着支援事業（沖縄版メンター制度）を導入しませんか	15
◆ あっせん員候補者について	16
◆ 労働相談	17
◆ 労働日誌	18
◆ 労働経済指標	19



◀表紙の写真

「蘇鉄（ソテツ）」南国の雰囲気満載で、夏を演出するシーンで見かけられます。ソテツは弱ってくると、「鉄で蘇る」と言われていて「蘇鉄」という名前になったそうです。



一人ひとりに寄り添う総合的な支援

財団法人沖縄県労働者福祉基金協会
専務理事 玉城 勉

働いている人たちの支援として「生活相談センター」を立ち上げましたが、沖縄はパート、臨時等の非正規が40%を超えていることから、生活費が足りなくいわゆるワーキングプアが驚くほど多く、様々な問題を抱えていることを改めて痛感しているところです。

連合沖縄や労金、全労済等と連携し、さまざまなニーズに応えるため、NPOや行政、多様な専門家と連携して総合的な支援を行っています。

「生活相談センター」では、生活にかかわるすべて相談を1ヶ所でも対応できるように、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士などの専門家がアドバイザーとして配属されています。

また、NPOと連携して子育ての緊急サポート事業を行い、急な残業への対応や、病児・病後児、宿泊などの対応を行っています。利用者の中には、生活資金、就労、DVなど、いくつもの問題を抱えている人たちが少なくないため、それらの解決に向けて、一人ひとりに寄り添いながら支援を行ってきました。

私たち労福協は、この他に職業紹介、職業訓練などの機能も生かしながら、NPOと連携した支援を展開しています。フードバンクやNPOなどの団体と連携し、家も仕事も失った人たちに対して、まずは住宅と食事を確保し、NPOの仕事などを紹介しながら、最終的には当事者が求める仕事に就くための援助を行っています。すぐに仕事が見つからない人には、2級ヘルパー講座の受講を勧める場合がありますが、その人にお子さんをかかえておれば労福協が無料で預り、介護中の高齢者や障がい者がいたら、その支えをするなどして働ける環境を整えるようにしています。なかに

は、つまずきやすい人もいるので、就職後も連絡を取ってフォローアップをしています。

あちこちの窓口をたらい回しにされていた人々を悩みながら支援し、いくつもの問題を抱えている人に対して、総合的な支援をしようと考えスタートしました。はじめは、スタッフの間から不安の声もありましたが、どこまでやるかということを決めず、「やれるところまでやってみよう」という気持ちを全員で確認して進めてきました。

さまざまなケースで当事者に寄り添って悩みつつ、課題を解決できるプログラムを関係機関や団体に働きかけて勉強していくなかで、ネットワークが広がり、ノウハウが蓄積されてきました。現在では、57名のスタッフがそれぞれに専門分野をもっており、「志がいちばん」との考え方を基本にやりがいを感じながら対応しています。

こうした取り組みに沖縄県、市町村からも理解と協力もあり、幸いなことに内閣府が着目し「寄り添い型・伴走型」で就職困難者・生活困窮者の支援を継続的・一体的に行う「パーソナル・サポート・サービス」の全国モデルプロジェクトの指定を受け、2010年11月からパーソナルサポートセンターを立ち上げています。

相談に来る人の多くは、家や仕事と同時に、人や社会との関係が途絶えてしまうことがもっとも辛いと言う。残念ながら現在は、社会のセーフティネットが不十分なため、労福協に多くの相談者が訪れているが、困っている人を支えるだけではなく、そうした人をつくらないように社会の根本的なところを変えなければいけない、そのため現場から政策提言を行っていきたくと考えています。

平成22年度沖縄県労働条件等実態調査結果概要

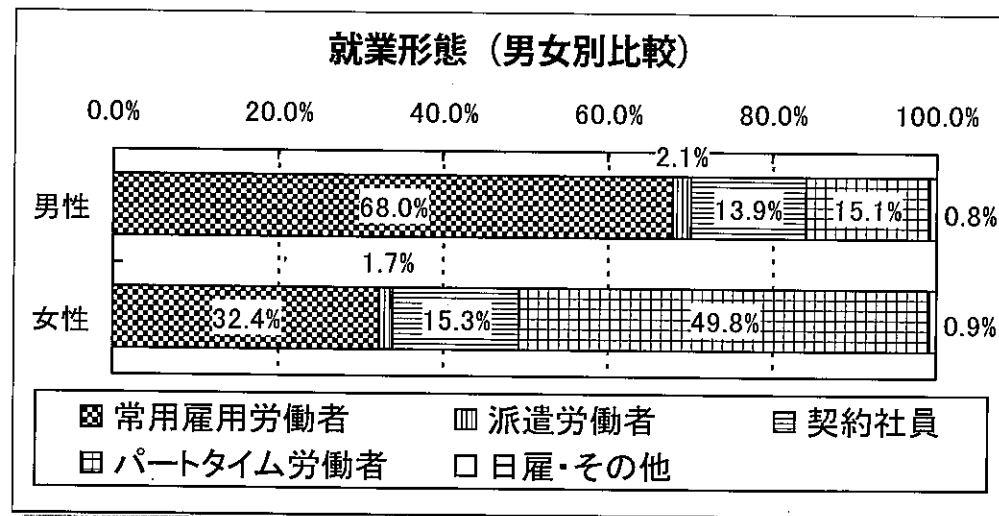
I 調査概要

- 調査時点 平成22年7月31日現在
- 調査対象 県内の従業者規模5人以上の民間事業所から、一定の割合で無作為に抽出した2,000事業所
- 有効回答 889事業所（有効回答率44.5%）

II 調査結果の一例

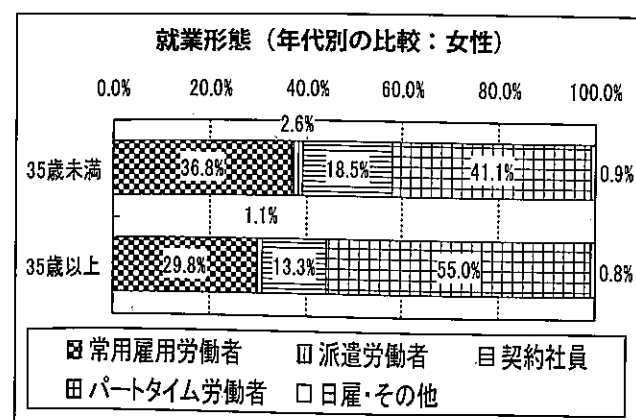
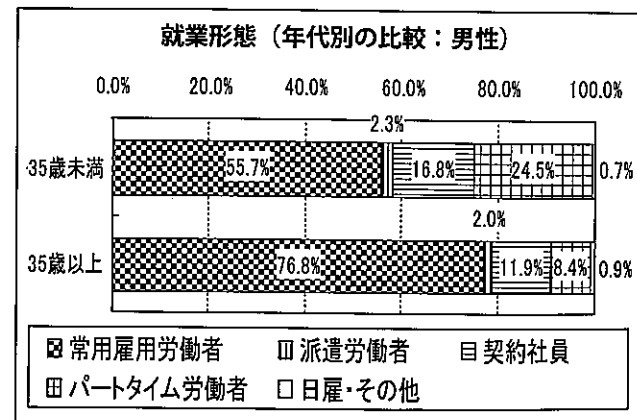
1 就業形態

男女別に就業形態を見ると、男性は「常用雇用労働者」が68.0%を占め、最も多いのに対し、女性は「常用雇用労働者」が32.4%と少なく、「パートタイム労働者」の占める割合が49.8%と約半数を占めている。



男性の就業形態を年代別に見ると、35歳未満の労働者は「常用雇用労働者」の割合が55.7%であるのに対し、35歳以上の労働者は76.8%と大きな差が見られる。

女性の就業形態を年代別に見ると、男性とは逆に35歳未満の労働者に比べ35歳以上の労働者において「常用雇用労働者」の割合が減少し、「パートタイム労働者」の割合が多くなっている。



2 常用雇用労働者の初任給額

平成22年の常用雇用労働者の初任給（月額）は、「大学卒」で158,052円、「短大・専門学校卒」で144,506円、「高校卒」で133,915円である。

初任給額は、どの学歴に関わらず平成20年から3年連続で減少している。

学歴別初任給の推移

	大学卒	短大・専門学校卒	高校卒
平成17年	161,137	147,114	138,127
平成18年	160,174	145,283	136,759
平成19年	164,335	147,384	139,539
平成20年	161,057	147,270	138,920
平成21年	159,674	145,627	136,886
平成22年	158,052	144,506	133,915

3 育児休業の取得率

平成22年度調査の育児休業の取得率は「男性」1.3%、「女性」91.2%である。

取得率を事業所規模別で見ると、女性では概ね8割程度の高い取得率であるが、事業所規模が小さくなるに従い取得率が低くなる傾向が見られる。男性では「10～29人」及び「30～99人」の規模の事業所において平均取得率より高くなっている。

業種別に見ると女性は、どの業種においても7割以上の取得率となっているが、平均取得率より低い業種は「製造業」、「飲食店・宿泊業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」、「サービス業」の5業種である。

男性の育児休業取得者のいる業種は、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「卸売・小売業」、「医療・福祉」、「教育・学習支援事業」、「サービス業」の7業種となっている。

規模別・業種別出産者数（配偶者を含む）、取得率及び退職者数

規模別	出産者数		取得者数		取得率		退職者数	
	男性（配偶）	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
10人未満	11	13	0	10	0.0%	76.9%	0	4
10～29人	87	84	4	68	4.6%	81.0%	0	15
30～99人	180	201	4	175	2.2%	87.1%	1	34
100～299人	310	268	0	256	0.0%	95.5%	0	17
300人以上	462	752	6	693	1.3%	92.2%	1	108
計	1,050	1,318	14	1,202	1.3%	91.2%	2	178

業種別	出産者数		取得者数		取得率		退職者数	
	男性（配偶）	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
鉱業	6	11	0	11	0.0%	100.0%	0	0
建設業	61	18	1	17	1.6%	94.4%	0	0
製造業	107	39	2	30	1.9%	76.9%	0	16
電気・ガス・熱供給・水道業	106	31	0	26	0.0%	83.9%	0	0
情報通信業	93	110	2	103	2.2%	93.6%	0	4
運輸業	39	16	0	15	0.0%	93.8%	0	1
卸売・小売業	113	305	1	282	0.9%	92.5%	0	73
金融・保険業	44	89	0	85	0.0%	95.5%	0	3
不動産業	0	1	0	1	0.0%	100.0%	0	0
飲食店・宿泊業	50	26	0	20	0.0%	76.9%	0	12
医療・福祉	221	394	4	364	1.8%	92.4%	0	42
教育・学習支援事業	24	15	1	14	4.2%	93.3%	0	1
複合サービス事業	1	39	0	33	0.0%	84.6%	0	3
サービス業	185	224	3	201	1.6%	89.7%	2	23
計	1,050	1,318	14	1,202	1.3%	91.2%	2	178

4 パートタイム労働者の仕事の内容

パートタイム労働者の主な仕事の内容は、「正社員の補助的な仕事」と回答している事業所が55.5%で最も多く、次いで「正社員とほぼ同じ職務の仕事」(23.0%)、「専門的な知識、技能を要する仕事」(12.2%)の順となっている。

人数ベース(26,680人)で見ると、「正社員の補助的な仕事」が(90.0%)、「正社員とほぼ同じ職務の仕事」(5.1%)、「専門的な知識、技能を要する仕事」(3.2%)とパートタイム労働者の9割は「正社員の補助的な仕事」に従事している状況が伺える。

	事業所数	構成比	人数	構成比
正社員とほぼ同じ職務の仕事	132	23.0%	1,359	5.1%
正社員の補助的な仕事	319	55.5%	24,022	90.0%
専門的な知識、技能を要する仕事	70	12.2%	860	3.2%
その他	37	6.4%	439	1.6%
無回答	17	3.0%	0	0.0%
合計	575	100.0%	26,680	100.0%

5 正社員への切替え制度

パートタイム労働者の正社員への切替え制度については、「制度としてはないが条件によってはある」が58.3%で最も多く、次いで「制度としてある」(19.8%)、「正社員に切り替えることはない」(18.1%)の順となっている。「制度としてある」と回答した事業所の割合は、前年度と同程度である。

	事業所数	構成比
制度としてある	114	19.8% (20.4%)
制度としてはないが、条件によってはある	335	58.3% (54.3%)
正社員に切り替えることはない	104	18.1% (19.9%)
無回答	22	3.8% (5.4%)
合計	575	100.0%

()内は平成21年度



第82回メーデー開催

労働者の祭典であるメーデーは、今年で82回を迎え、平成23年4月27日(水)から5月1日(日)にかけて、県内7会場で約1,940人(主催者発表)が参加して開催されました。

連合沖縄のメーデーは、4月28日の中央式典を含む5会場で行われ、県庁前広場で開かれた中央式典には、約600人が参加し、連合系全体では、1,540人の参加となりました。

中央式典では、現在直面する東日本大震災の状況を考慮し、式典のみの開催となり、併せて「東日本大震災義援金 街頭募金活動」が行われました。今年従来からのメーデー宣言ではなく、『東日本大震災「つながろうNIPPON救援宣言」』とし、復旧・復興に向けた希望もてる日本経済・社会の道筋の提示、福島第一原発事故に対する万全の対策及び情報の一元化と公開の徹底、震災により休業・離職等を余儀なくされた労働者の救済、企業等に対する各種支援策の実施を積極的に取り組むことを引き続き求める。そして、みずからの活動の質と量を向上させ、NGO・NPOなど多くの組織、すべての労働者とその家族や退職者とネットワーク型の連携をつくり上げ「働くことを軸とする安心社会」の確立に総力を結集するとする救援宣言が採択されました。

北部地区は4月27日、久米島地区は4月28日、宮古地区は4月29日に開催され、宮古地

区では「式典」のほか「災害復興支援チャリティー集会」が開催され、宮古高校吹奏楽部の演奏などが披露されました。また、八重山地区は5月1日に開催されました。

沖縄県労連では、メーデー沖縄県集会を5月1日に那覇市与儀公園で開催し、小雨が降る中約200人が参加しました。集会では、東日本大震災による被災者の生活支援と働く場の確保・創出と、医療、福祉、教育、失業者対策などの拡充、福島第一原発事故による事故の早期収束に尽くしている現場労働者の安全確保、エネルギー政策の見直しなどを求めるメーデー宣言を採択し、「日本と沖縄の農業、地域経済を壊滅させるTPPへの不参加を求める決議」、「保険料(税)の値上げに直結する国保の都道府県「単位化」に反対する決議」、「すべての子どもたちに行き届いた教育の保障を求める決議」、「日米同盟の「深化」に反対し、辺野古の新基地と高江「ヘリパッド」建設の中止、米軍および自衛隊の撤去等を求める決議」が採択されました。集会後は、会場から県庁前までデモ行進も行われました。

全港湾のメーデーは、5月1日に那覇市内で開催し約200人が参加しました。東日本大震災を考慮し、開会に当たって黙とうを捧げるとともに、式典のみの開催となりました。メーデー宣言では、港湾、運輸産業を取り巻く状況は厳しい。春闘未妥結の分会の闘いを強化する。基地建設移設反対、米軍によるあらゆる事件・事故に強く抗議することが採択されました。



(連合沖縄中央式典)



(県労連メーデー集会)

沖縄県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金 / 使用者も、労働者も

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
沖縄県最低賃金	時間額 642円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成22年11月5日

(2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
畜産食料品製造業	時間額 668円	○部分肉・冷凍肉製造業 ○肉加工品製造業 ○処理牛乳・乳飲料製造業 ○乳製品製造業 ○その他の畜産食料品製造業	平成22年12月5日
糖類製造業	時間額 676円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	平成22年12月8日
清涼飲料、酒類製造業	時間額 671円	○清涼飲料製造業 ○果実酒製造業 ○ビール類製造業 ○清酒製造業 ○蒸留酒・混成酒製造業	平成22年12月4日
新聞業	時間額 737円	○新聞業	平成22年11月26日
各種商品小売業	時間額 664円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成22年11月28日
自動車(新車)小売業	時間額 666円	○自動車(新車)小売業	平成22年11月27日
適用除外	ただし、次に掲げる者は(2)の特定(産業別)最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者		

最低賃金に算入されない賃金…①精皆手当、通勤手当及び家族手当 ②臨時に支払われる賃金
③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④時間外、休日労働割増賃金等

特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。
(各種商品小売業の場合は、「当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所」の部分を除く)

最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室**(電話(098)868-3421)又は最寄りの**労働基準監督署**へ。

那覇労働基準監督署 電話(098)868-8033
沖縄労働基準監督署 電話(098)982-1263
名護労働基準監督署 電話(0980)52-2691
宮古労働基準監督署 電話(0980)72-2303
八重山労働基準監督署 電話(0980)82-2344

《 沖縄労働局・労働基準監督署 》

沖縄県最低賃金が 「時間額642円」に改定されました。

平成22年1.1月5日(金)より、沖縄県地域別最低賃金が改定され時間額「642円」となりました。ご承知のとおり最低賃金は、学生アルバイトや臨時労働者なども含め県内の全ての労働者に適用されます。但し、畜産食料品製造業など6つの特定の産業に働く労働者には別途「産業別最低賃金」が適用されます。

最低賃金は「最低賃金法」に基づき各都道府県に設置される「最低賃金審議会」において、公益・労働者・使用者側の代表委員が審議を行い、労働局長に答申し、決定されます。当審議会においても、事業場調査、参考人意見聴取、雇用経済動向などの審議を経て9月9日に「時間額642円」(13円引上げ)の答申が行われ、この答申に基づき沖縄労働局長が決定しました。景気回復の兆しが見えず、大変厳しい経済情勢下での改定となりましたが、公・労・使の審議委員が慎重かつ熱心に論議した結果、「時間額642円」の結論に至りました。

また、全国的にも加重平均が730円(昨年度713円)となり宮崎県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、高知県、鳥根県、鳥取県など8県が同額最下位となっています。

今回の改定は、県内の就業人口約49万人(平成18年事業所・企業統計)のうち、約2万人がその影響を受けると予想されます。中小(零細)企業がほとんどを占める当県においては、この「最低賃金制度」の意義はより大きく、重要な「セーフティネット」の1つと言えます。

私ども行政としては、この沖縄県最低賃金「642円」を遵守されますようお願いすると同時に、併せて中小企業事業主に対する具体的な支援事業(相談窓口の設置や助成金制度等)についても推進していく所存ですのでどうぞよろしく願いいたします。

最後になりますが「最低賃金」に関する相談等ありましたら、沖縄労働局又は最寄りの各労働基準監督署までお問い合わせください。

また最賃に関するウェブサイトもありますので「最低賃金制度」でご検索ください。

沖縄労働局労働基準部
賃金室長 古城 尚志

石綿による疾病は、
数十年前の仕事でも発症します。

●もう一度思い出してください。

- 過去に石綿を取り扱う仕事をしていたことはありませんか。
または、
- 過去に仕事で石綿を吸い込んだ可能性はありませんか。

●今、お体は大丈夫ですか。

- 息切れ、せき、胸が苦しい等の症状が出ていませんか。
※石綿による疾病では、呼吸器系の症状がよく現れます。
- 中皮腫、肺がん等の病気で療養されていませんか。
※石綿を吸い込んだ方に発症することのある病気です。

●ご家族などで…

- 中皮腫、肺がん等で亡くなられた方はいませんか。

お心当たりのある方は、最寄りの労働基準監督署又は
都道府県労働局に、ご遠慮なくご相談ください。

石綿による疾病と認められた場合、
労災保険給付又は特別遺族給付金を受けられる場合があります。



※特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までです。

平成18年3月26日までに石綿による疾病で亡くなった労働者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方が対象です。

※労災保険給付の請求についても請求期限(時効)があります。

療養補償給付・休業補償給付の時効は2年、遺族補償給付の時効は5年です。

仕事や症状の種類は、厚生労働省ホームページの「石綿情報」をご参照ください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>

※石綿の業務に従事していた場合、健康診断が交付され、健康診断を受けられる場合があります。
※労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構
ホームページ(<http://www.erca.go.jp/asbestos/>)をご参照ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 厚生労働省

石綿による疾病に
気づいていない方を探しています。

●表面のチェック事項に少しでもお心当たりのある方

まずは、お近くの労働基準監督署・都道府県労働局にご相談ください。

●石綿による疾病(☆)で療養や休業を必要とする労働者(※1)の方

(☆)石綿との関連が明らかな疾病として、①石綿肺、②肺がん、③中皮腫、④良性石綿胸水、⑤びまん性胸膜肥厚があります。

- 労働基準監督署で労災保険法に基づく療養補償給付や休業補償給付の請求手続きを行ってください。
- 過去の療養や休業についても、2年以内であれば請求できます。
- 疾病が仕事上のもの(※2)と認められた場合には、上記給付の支給対象となります。

石綿を原因とする病気について、労災保険の支給対象に該当しない場合でも、救済給付(環境再生保全機構から給付)の対象となる場合があります。
救済給付の申請については、下記問い合わせ先をご参照ください。

●石綿による疾病で亡くなられた労働者(※1)のご遺族の方

●労働者(※1)が亡くなった日の翌日から5年を経過していない場合

- 労働基準監督署で労災保険法に基づく遺族補償給付の請求手続きを行ってください。仕事による疾病(※2)で亡くなられたことが認められた場合には、上記給付金の支給対象となります。
- 遺族補償給付の請求権の時効は、亡くなった日の翌日から起算して5年となっておりますので、お早めに請求手続きを行ってください。

●労働者(※1)が亡くなった日の翌日から5年を経過した場合

- 労働基準監督署で石綿救済法に基づく特別遺族給付金(★)の請求手続きを行ってください。仕事による疾病(※2)で亡くなられたことが認められた場合には、上記給付金の支給対象となります。

(★)特別遺族給付金は平成18年3月26日までに亡くなった労働者(※1)のご遺族の方に限り支給される給付金です。

- 特別遺族給付金の請求期限は平成24年3月27日までですので、お早めに請求手続きを行ってください。

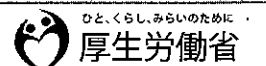
石綿を原因とする病気について、遺族補償給付、特別遺族給付金の支給対象に該当しない場合でも、救済給付の対象となる場合があります。なお、救済給付の請求期限は、平成18年3月26日以前に亡くなられた場合には、平成24年3月27日までですので、お早めに請求手続きを行ってください。
救済給付の申請については、下記問い合わせ先をご参照ください。

労災保険又は特別遺族給付金についてのお問い合わせ先：労働基準監督署・都道府県労働局
救済給付についてのお問い合わせ先：独立行政法人環境再生保全機構 (☎0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>)、
環境省地方環境事務所及び最寄りの保健所等でも受け付けています。

(※1) 特別加入者も含みます。

(※2) 特別加入者も含まれます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 <http://www.mhlw.go.jp/>



セクシャルハラスメント相談日が変わりました!

沖縄労働局雇用均等室では、職場におけるセクシャルハラスメントの相談を労働者や事業主などから受けています。この度セクシャルハラスメント対策指導員の相談日が変わりましたのでお知らせします。

沖縄労働局雇用均等室

- 相談日** ▶ 毎週月曜日 午前 9:00～午後 5:00
- TEL** ▶ 098-868-4380
- 所在地** ▶ 那覇市おもろまち 2丁目 1番 1号
那覇第2地方合同庁舎 1号館 3階 10番
- 対象者** ▶ 労働者、事業主、家族等

相談は無料。秘密厳守。
月曜日以外の日曜日は雇用均等室職員が対応します。
土日、祝祭日は閉庁となります。

※夜間・土曜日は「仕事応援ダイヤル」で無料相談を行っています。

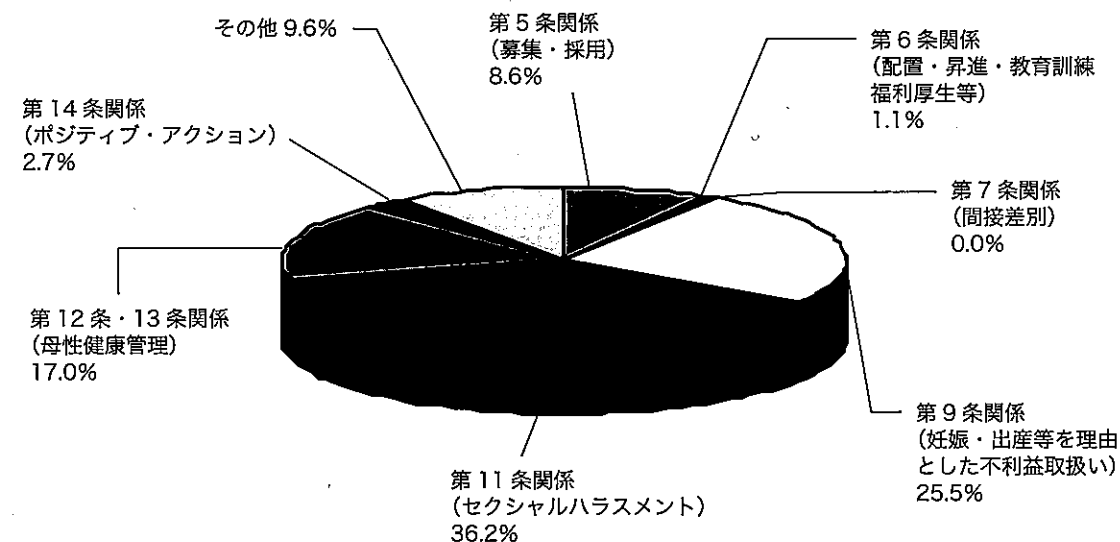
全国社会保険労務士会連合会

- 受付時間** ▶ 毎週月～金曜日 午後 5:00～午後 8:00
毎週土曜日 午前 10:00～午後 6:00
- TEL** ▶ 0120-07-4864 (携帯電話不通)
0570-07-4864 (携帯電話用有料)

※メール相談は 24 時間相談できます。
※セクシャルハラスメント以外に、会社での男女差別や 育児・介護休業、パートタイム労働問題について社会 保険労務士が親切丁寧にお答えします。

男女雇用機会均等法の相談で一番多いのはセクシャルハラスメントに関するものです。

平成 22 年度 雇用均等室への相談内容



※雇用均等室では紛争解決の援助等を行っています。ご利用ください。

男女雇用機会均等法

相談

法違反のある事業場に対する行政指導

男女雇用機会均等法に違反していることが明らかになった場合は、事業主に対して対策を講ずるよう行政指導を行います。

労働局長による援助 (助言・指導・勧告)

労働局長は、当事者 (労働者、事業主) 双方から事情を聴き、紛争の解決に必要な助言、指導、勧告を行います。

機会均等調停会議による調停

労働問題の専門家により構成されている「機会均等調停会議」において、調停委員は当事者双方から事情を聴き、紛争解決の方法として調停案を作成し、双方に受諾を勧告します。

解決

総合労働相談コーナーの利用状況について(沖縄労働局)

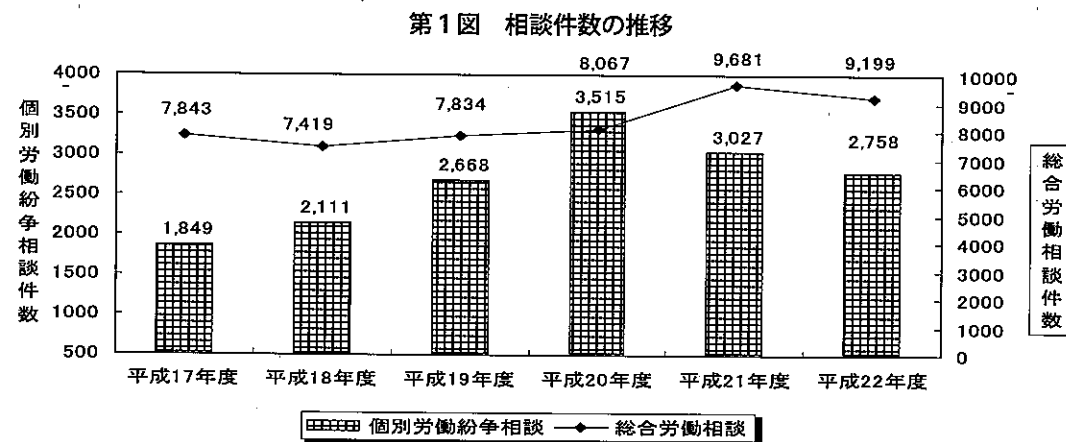
ポイント

平成22年度(4月～3月)に沖縄労働局管内の総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は9,199件と高止まり傾向。また、個別労働紛争相談(個々の労働者と事業主との間のトラブルのうち労働基準法など労働関係法令の違反を伴わないもの)のうち、助言・指導は296件と過去最多、あっせんは98件に増加。

1. 総合労働相談件数 : 9,199件(対前年比5.0%減)
2. 個別労働紛争相談(民事労働紛争) : 2,758件(対前年比8.9%減)
 - ⊕労働局長の助言指導 : 296件(対前年比26.0%増)
 - ⊕紛争調整委員会によるあっせん : 98件(対前年比27.3%増)

I 相談受付状況

総合労働相談コーナー等に寄せられた平成22年度の労働相談は、9,199件(対前年比482件減、5.0%減)で、このうち、労働関係法上の違反を伴わない、解雇、労働条件の引き下げ等のいわゆる民事上の「個別労働紛争」に関する相談は、2,758件(対前年比270件減、8.9%減)であった。



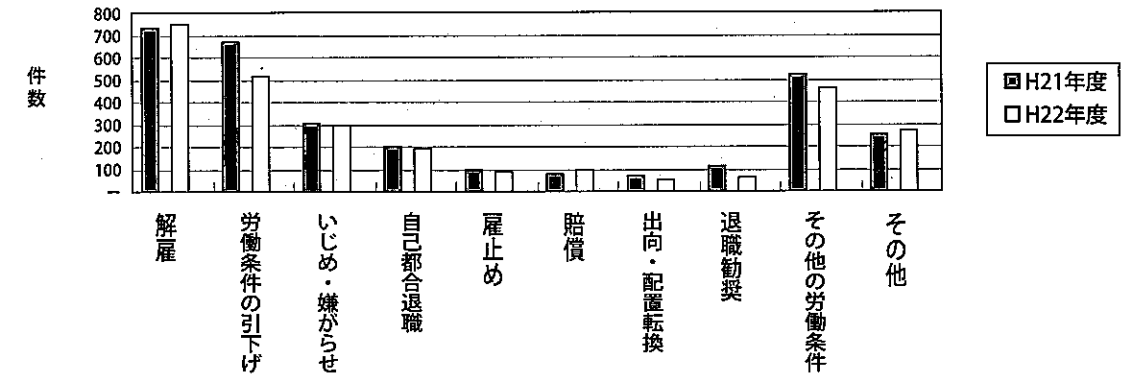
【総合労働相談の内容等】

- (1) 労働相談の種類別件数は、9,199件(相談内容の重複を含む)であり、そのうち①「法令制度の問い合わせ」が52.2%、②「個別労働紛争」が30.0%、③「法施行事務(行政指導関係)」が13.8%であった。
- (2) 労働相談の内容別件数は、9,199件(相談内容の重複を含む)であり、そのうち①「労働条件関係」が83.7%、②「その他(いじめ嫌がらせ含む)」が14.9%、③「募集採用関係」が1.0%、④「女性問題関係」が0.4%であった。

II 民事上の「個別労働紛争」に係る相談の内容

紛争の内容は、①「解雇」が744件(12件増)、②賃金等の「労働条件の引き下げ」が515件(152件減)、③「いじめ・嫌がらせ」が293件(11件減)、④「自己都合退職」が193件(5件減)であった。

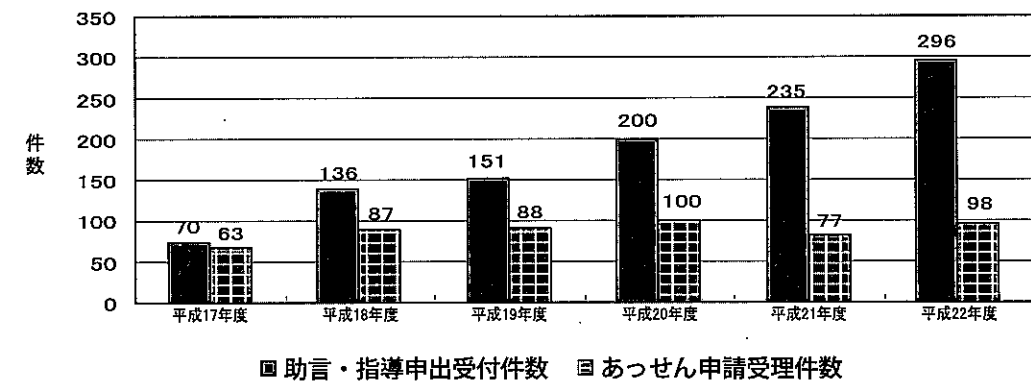
第2図 個別労働紛争相談の内訳・比較



III 労働局長による「助言・指導」及び紛争調整委員会による「あっせん」の状況

「助言・指導」の申出受付件数は、296件(対前年比61件増、26.0%増)、「あっせん」の申請受理件数は、98件(対前年比21件増、27.3%増)であった。

第3図 助言・指導申出件数及びあっせん申請受理件数の推移

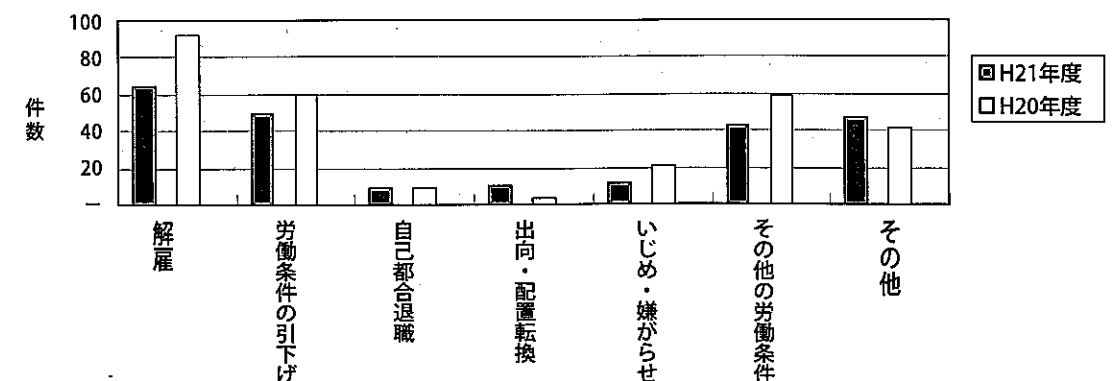


1 労働局長による助言・指導の状況

「助言・指導」の申出の主な内容は、①「解雇」が92件(28件増)、②「労働条件の引き下げ」が60件(10件増)、③「いじめ・嫌がらせ」が21件(9件増)であった。

また、申出人は労働者が289人(97.6%)、労働組合のない事業場は216件(73.0%)であった。

第4図 助言・指導申出内容の内訳・比較



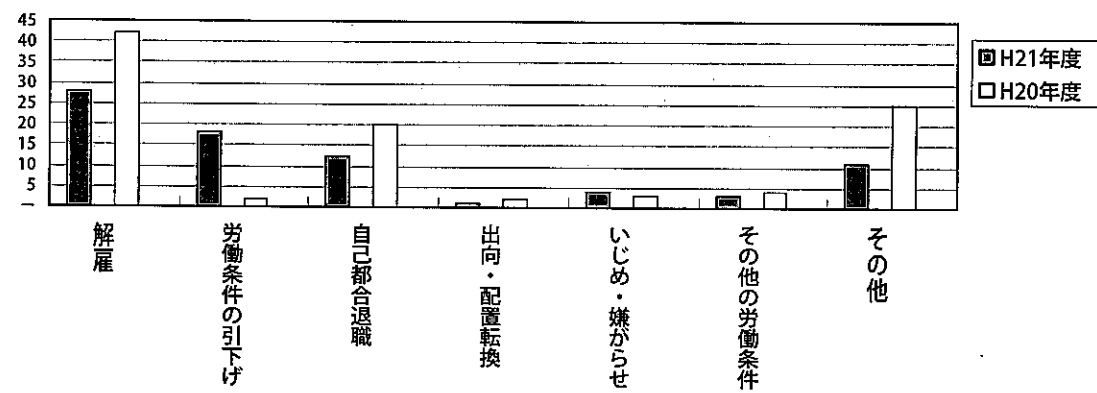
「助言・指導」に係る手続きを終了した件数は、301件（前年度受理を含む）で、そのうち助言・指導を実施した件数は296件（解決184件：解決率62.2%）であった。
処理に要した期間は、1ヶ月以内が301件（100%）となっており、迅速な処理が行われた。

2 紛争調整委員会によるあっせんの状況

あっせんの申請の主な内容は、①解雇が42件（14件増）、②いじめ・嫌がらせが20件（8件増）、③賠償が4件（1件増）であった。

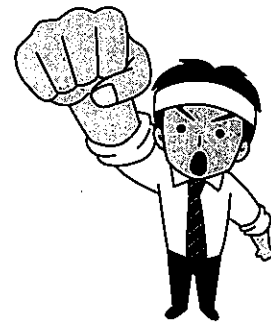
また、申請の内、申請人は労働者が95人（96.9%）、労働組合のない事業場は75件（76.5%）であった。

第5図 あっせん申請内容の内訳・比較



あっせんの手続きを終了した件数は、95件(前年度受理を含む)で、このうち合意が成立したものは18件(18.9%)、あっせんを打ち切ったものは55件(57.9%)であった（参加率：19件、20.0%）。
処理に要した期間は、1ヶ月以内が90件(94.7%)、1ヶ月を超え2ヶ月以内が5件(5.3%)となっている。

あっせんとは、紛争当事者の間に第三者(紛争調整委員会の委員)が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、場合によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図ります。



県内総合労働相談コーナー

局：868-6060、那覇：868-8008、沖縄：982-1400、名護：0980-52-2691、
宮古：0980-72-2303、八重山：0980-82-2344

沖縄早期離職者定着支援事業 (沖縄版メンター制度)を導入しませんか！

新人・若手社員の職場への定着・早期戦力化の切り札です

沖縄県は、全国に比べて、大学及び高校卒業者の3年以内の離職率が高いこと及び若年者を中心とした安易な離職を繰り返す者が多いことが、県内の高い失業率、とりわけ若年者の高い失業率の大きな要因となっております。

背景には、転職・中途採用が一般化し、会社への帰属意識が希薄化している。また、企業での職場の人間関係が希薄になり、コミュニケーションが苦手な若者が増えていることなどがあります。この現状を放置しておくことは、若年者のキャリア形成にとって大きな損失であり、企業にとっても採用・人材育成コストの増加、生産性の低下等のデメリットがあります。

こうした状況を改善するためには、企業経営者等の雇用する側に対して、若年者の職場定着のための取組みの重要性とその効果を伝えていくことが重要であります。その代表的な手法が「メンター制度」です。メンター制度とは、年齢や社歴の近い先輩社員が、新人・若手社員と継続的に交流し、精神的に支えることを主眼に置いた人材育成手法です。指導にあたる先輩社員をメンター(助言者)、指導をうける若手社員をメンティと呼び、メンターは若手社員の業務上の不安や悩みの解消、業務の指導育成を担当します。メンター制度は、離職予防策としてだけでなく、知識や技術の伝承、社員の業務意欲・コミュニケーション能力の向上など、新しい人材育成方法として全国的に注目されています。

沖縄労働局では、若年者の高い失業率を踏まえ、若年者の職場定着向上を図ることを目的として、平成20年度から「若年者早期離職者定着支援事業(沖縄版メンター事業)」を実施しています。(日本で唯一「メンター制度」の無料導入支援事業です。)

当該事業は平成22年度までは、南部地区は那覇商工会議所、中部・北部地区は宜野湾市商工会、宮古島地区は宮古島商工会議所、八重山地区は石垣市商工会に委託して実施してきましたが、支援を受けた多くの企業から制度を導入して社員の定着率が向上した等の報告が寄せられております。

平成23年度以降は、地域を南部地域と中部地域に限定し、南部地域は(株)求人おきなわ、中部地域は宜野湾市商工会に委託して、従来の支援内容(セミナーの開催・個別支援等)に加えて、情報通信業、宿泊業・飲食サービス業及び医療・福祉業の三業種を重点業種に指定し、その業種に属する企業(重点企業)に対して、重点企業の特徴・習熟度等に合わせたレベル別のメンター制度導入等のためのセミナーの開催、また、重点企業がもつ特有の問題を解消するため県内外の専門家等による個別支援等を実施することとしています。

メンター制度及び人事労務管理制度の導入支援、メンター教育、コミュニケーションスキル(傾聴のこつ等)、社員の離職防止・定着支援に関する相談などが無料で受けることができますので、ご興味のある企業は、次の委託先にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- ◎南部地域：(株)求人おきなわ TEL.098-860-7716
- ◎中部地域：宜野湾市商工会 TEL.098-897-0111

あっせん員候補者について

今回は、「あっせん員候補者」についてご紹介します。

沖縄県労働委員会では、労働者と使用者の間に労働条件等をめぐる紛争が起こり、労使間の話し合いで意見が折り合わず解決できない場合に、労働者、使用者のどちらか一方または双方からの申請により、紛争解決を図る「あっせん」を行っています。

「あっせん員」は、会長により「あっせん員候補者名簿」の中から指名され、当委員会では、原則として三者構成（公益・労働者・使用者委員各1人）であっせんに当たります。

「あっせん員候補者」は、当委員会の現委員や事務局職員の中から、総会の議決を経て委嘱されます。

また、事務局では「あっせん員候補者名簿」を常時備え付け、利用者の便宜を図るとともに、記載事項に変更があった場合は、随時訂正しております。

あっせん員候補者名簿

(平成23年4月14日現在)

	氏名	現職	経歴(前歴)	委嘱年月日
公益委員	比嘉正幸	弁護士	那覇地方裁判所判事	平成21年12月14日
	大城光代	弁護士	横浜家庭裁判所長	平成21年12月14日
	宮城和博	弁護士	中央大学法学部臨時講師	平成21年12月14日
	春田吉備彦	沖縄大学法経学部教授	沖縄大学法経学部助教授	平成23年4月14日
労働者委員	宮里節子	琉球大学法文学部准教授	琉球大学法文学部講師	平成21年12月14日
	仲宗根清和	連合沖縄事務局長	全日本自治団体労働組合沖縄県本部書記次長	平成21年12月14日
	大濱直之	UIゼンセン同盟沖縄県支部長	UIゼンセン同盟福岡県支部次長	平成21年12月14日
	與那覇栄蔵	全駐労沖縄地区本部執行委員長	全駐労沖縄地区本部書記長	平成21年12月14日
	喜屋武秀行	沖縄国家公務員労働組合顧問	沖縄開発庁沖縄総合事務局運輸部職員	平成21年12月14日
使用者委員	川平朝之	航空連合沖縄副会長	沖縄地方航空同盟副会長	平成21年12月14日
	又吉民人	(社)沖縄県経営者協会専務理事	(社)沖縄県経営者協会事務局次長	平成21年12月14日
	仲程通次	内外運輸(株)代表取締役会長	大和自動車工業(株)代表取締役会長	平成21年12月14日
	石川清勇	沖縄電力(株)代表取締役副社長	沖縄電力(株)常務取締役	平成21年12月14日
	饒波正博	ザ・テラスホテルズ(株)業務本部ディレクター	ザ・テラスホテルズ(株)総務人事部統括マネージャー	平成21年12月14日
事務局	安田幾夫	(株)琉球銀行常務取締役	(株)琉球銀行取締役企業支援部長	平成21年12月14日
	平良宗秀	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県知事公室基地防災統括監	平成22年4月8日
	新垣盛勝	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県文化環境部文化振興課長	平成23年4月14日
	玉城寛	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県土木建築部土木企画課副参事	平成23年4月14日

★事務局から一言★

労働委員会の手続は無料です。あっせんの申請・手続に関する事等は、どうぞお気軽にご相談ください。

「あっせん員候補者名簿」は、ホームページでもご覧いただけます。

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局 (県庁2階)

TEL: 098-866-2551 FAX: 098-866-2554

ホームページ: インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール: aa160008@pref.okinawa.lg.jp

産前・産後休業について

相談内容

私は、先日妊娠が判明し、社長に予定日を報告し、産前・産後休業の時期について相談しようとしたところ、「わが社は零細企業なので人的余裕がなく、辞めてもらわないといけない」と言われました。零細企業では産前・産後休業を取ることはできないのでしょうか。

相談回答

出産前後の妊産婦の心身を加重な労働から保護するため、労働基準法及び男女雇用機会均等法での規制があります。その規制の一つとして、産前・産後休業は妊産婦からの請求があれば、使用者は認めなければならないことになっています。また、産前・産後休業とその後30日間は、当該女性労働者を解雇することはできません(労基法第19条)それに違反すると6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる場合があります。(労基法第119条第1項)社長にそのことを伝え、改めて産前・産後休業について相談して下さい。



ここがポイントです。

- 1、産前・産後休業は、女性労働者が出産予定日を基準に、産前6週間多胎妊娠は14週間と産後8週間は休業することができるもので、当該女性労働者が請求すれば使用者はその者を就業させてはならない。(労基法第65条)
- 2、産前休業は、本人の請求に基づく休業であるが、産後休業のうち最初の6週間は強制休業期間である。
- 3、「出産」とは妊娠4か月以上(1ヵ月を28日として計算し85日以上)の分娩をいい、妊娠中絶や流産等の場合でも、妊娠4か月以上であれば産後休業を請求することができ、最初の6週間は強制休業となる。
- 4、予定日より早く出産した場合は、産前休業はそれだけ短縮され、逆に、予定日より遅れた場合は、その分だけ延長される。後者の場合、出産予定日と出産当日の間の期間は産前休業期間として取り扱われる。産前・産後休業の使用の一方的な短縮は許されない。なお、出産当日は産前に含まれる。
- 5、当該女性労働者が休業の請求をしたにもかかわらず、使用者が就業させると労基法65条違反となる。ただし、産後6週間を経過した後は、本人が就業請求した場合に、当該女性労働者について医師が支障がないと認めた場合業務に就かせてもかまわない。
- 6、産前・産後休業中の賃金については、法律に規定はなく、就業規則、労働協約等で決定される。また、平均賃金を算定する際には、産前・産後休業中の日数とその期間中の賃金は、算定期間および賃金総額から控除される。
- 7、妊娠4か月以上の出産には、サラリーマン等の加入する健康保険、健保組合、共済組合並びに自営業者、無職者の加入する国民健康保険からそれぞれ分娩に関する給付があります。なお、妊娠4か月以上で死産したときは分娩の給付に加え、葬祭に関する給付も受けられます。
- 8、事業主は、妊娠および出産後の健康管理の措置として、該当する女性労働者が保健指導または健康診査を受けるため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。(男女雇用機会均等法第23条)

平成22年度 下半期 労働日誌

県内労働情勢		沖縄県内外情勢	
22年	1 自治労沖縄県本部第59回定期大会	3 元朝青龍関が断髪式	
10月	15 UIゼンセン沖縄県支部 第9回県支部総会	6 ノーベル化学賞に鈴木、根岸氏	
	21 労働委員会総会	7 大沢啓二氏が死去、78歳 元プロ野球日本ハム監督	
	28 連合沖縄 第23回定期大会	13 チリ鉱山落盤事故 救出	
		15 谷亮子議員が柔道現役引退 選手生活との両立困難	
		21 最高裁が前特捜部長2人起訴、懲戒免職、上司も処分	
		27 スマトラ沖地震 113人死亡 150人不明、津波被害	
		28 ドラフトロッテ1位指名 伊志嶺に即戦力期待	
11月	5 沖縄県地域別最低賃金の街頭キャンペーン (連合沖縄)	1 水島ヒロさんにポプラ社小説大賞	
	13 私鉄沖縄県連第50回定期大会	2 ジャイアンツ56年ぶり優勝 米大リーグのWシリーズ	
	17 北部地域協議会 第9回地協委員会 (連合沖縄)	13 7年半ぶり、スーパースタッフ解放 ミャンマー軍政、軟禁解除	
	18 パーソナルサポートサービスセンター開所式 (連合沖縄)	16 高校生の就職内定率 40.6% 前年を3.0ポイント上回る	
		28 沖縄県知事選 仲井真氏が再選	
12月	6 全国一斉労働相談ダイヤル (連合沖縄)	5 NAHA マラソン 国内外から2万6400人	
	9 労働委員会総会	10 死刑求刑の被告に無罪判決 鹿児島の高齢夫婦殺害事件	
	11 全水道第39回定期大会	15 11月観光客1.1% 10ヶ月連続で前年同月上回る	
	17 2011春季生活闘争沖縄県中央討論集会 (連合沖縄)	23 我那覇 琉球に新風 FC琉球入団「J昇格の力に」	
	24 自立支援テント村を開設 (県労連)	27 宮里 藍さんに県民栄誉賞贈呈	
23年	4 連合沖縄2011新春の集い	9 米外院議員撃たれ重体 アリゾナで銃乱射、5人死亡	
1月	7 県職労旗開き	12 生活保護141万人世帯超に 過去最高、昨年10月時点	
	12 新春宣伝行動&旗開き (県労連)	14 菅改造内閣 沖縄担当相枝野氏	
	22 2011中小労組春闘セミナー	22 高病原性鳥インフル確認 宮崎の養鶏場、11羽羽処分	
		22 横綱 白鵬6連覇達成 大鵬、朝青龍に次ぐ3大目	
		31 小沢一郎元民主党代表を強制起訴 収支報告書虚偽記入事件	
2月	4 男女共同参画フォーラム2011 in 沖縄実行委員会	1 プロ野球、沖縄キャンプ始動	
	10 労働委員会幹事会、総会	5 大相撲春場所中止へ 65年ぶり、非常事態	
	14 春闘キャラバン行動 (連合沖縄)	11 宮崎 新燃岳で8日ぶり爆発的噴火 噴煙2500m、噴石も	
	14 2011春季生活闘争開始宣言集会 (連合沖縄)	14 B'z松本さんグラミー賞受賞	
	24 連合沖縄フォーラム2011	28 米韓が合同軍事演習開始 局地戦に重点、北朝鮮は反発	
	24 春闘決起集会 (県労連)		
	25 沖縄県経営協など経済団体への要請行動 (県労連)		
3月	8 2011労使首脳懇談会	6 前原外相が辞意 献金問題で引責	
	8 沖縄労働局への春闘要請 (連合沖縄)	7 「沖縄、ゆずりの名人」メグミ日本部長が発言	
	16 平成22年度沖縄県献血推進協議会	10 坂上三郎さんが死去 76歳 ヨント55号で国民的人気	
	16 沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進幹事会	11 東北・関東大震災 東北で震度7 M8.8国内史上最大	
	17 東日本大震災街頭救援募金行動 (県労連)	23 被災者を支援 沖縄国際映画祭開幕	
	18 東日本大震災街頭救援募金行動 (県労連)	25 ミネソタ地震 60人超死亡、家屋損壊、負傷も百人以上	
	25 東北関東大震災支援協力会議 設立総会 (連合沖縄)		

沖縄県労働経済指標

年月	常用労働者 (規模5人以上)		失業者数 (沖縄県)	完全 失業率 (%)	一般職業紹介状況 (沖縄県)				消費者物価指数 H17=100			
	一般労働者				パートタイム労働者		有効		就職件数	那覇市	全国	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率	求人倍率				
平成12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	102.3	101.7
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	101.5	100.3
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.7	99.6
22年 4月	32,039	279,056	12,071	109,633	54	8.0	40,530	12,231	0.30	2,538	100.4	99.6
5月	32,047	276,774	12,116	111,457	53	7.9	39,920	11,002	0.28	2,005	100.4	99.7
6月	31,982	277,003	12,214	111,203	45	6.7	39,201	11,216	0.29	2,240	100.3	99.7
7月	31,929	280,688	12,412	112,691	44	6.5	38,053	11,376	0.30	2,086	100.1	99.2
8月	31,887	278,243	12,369	115,182	53	7.8	36,814	11,347	0.31	1,790	100.5	99.5
9月	31,901	275,518	12,401	115,564	54	8.0	37,039	12,481	0.34	2,050	100.7	99.8
10月	31,882	278,682	12,447	113,500	54	8.1	37,291	12,682	0.34	2,174	101.0	100.2
11月	31,802	279,798	12,552	113,039	47	6.9	37,760	12,324	0.33	2,084	100.9	99.9
12月	31,815	276,661	12,541	114,986	48	7.1	36,445	10,807	0.30	1,579	100.4	99.6
1月	31,754	273,186	12,461	116,063	51	7.6	38,064	11,608	0.30	1,583	100.4	99.4
2月	31,705	274,341	12,449	114,866	44	6.6	40,831	13,652	0.33	1,828	100.2	99.3
資料出所	県 統 計 課				沖 縄 労 働 局				県統計課			

年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
22年 4月	156.4	156.5	143.8	147.4	12.6	9.1	307,390	237,305	294,877	235,019	12,513	2,286
5月	143.1	147.5	131.4	138.0	11.7	9.5	298,267	230,109	289,191	229,724	9,076	385
6月	154.8	153.7	143.1	145.1	11.7	8.6	530,947	398,786	291,798	231,790	239,149	166,996
7月	154.8	155.0	142.8	145.4	12.0	9.6	415,675	273,650	291,141	232,050	124,534	41,600
8月	147.6	152.6	135.9	143.5	11.7	9.1	301,710	245,555	290,462	231,987	11,248	13,568
9月	150.5	150.6	138.6	141.3	11.9	9.3	297,282	231,968	291,076	231,580	6,206	388
10月	150.0	150.9	137.8	141.5	12.2	9.4	298,480	231,611	292,265	231,171	6,215	440
11月	152.3	150.8	139.8	141.1	12.5	9.7	313,202	236,938	291,921	232,263	21,281	4,675
12月	150.0	152.3	137.5	141.5	12.5	10.8	661,040	465,148	292,646	235,070	368,394	230,078
1月	140.5	147.6	128.8	137.5	11.7	10.1	303,301	234,419	289,701	233,925	13,600	494
2月	145.6	144.5	133.6	135.1	12.0	9.4	294,764	239,003	290,859	232,967	3,905	6,036
資料出所	県 統 計 課						沖 縄 労 働 局					

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂